

金融商品会計（金融負債の分類及び測定）に関する検討状況の整理に対するコメント

1．コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理（平成 23 年 2 月 25 日）

2．コメント募集期間

平成 23 年 2 月 25 日～平成 23 年 4 月 25 日

3．コメント提出者一覧

[団体等]

| | 団 体 名 |
|------|---------------------------------|
| CL01 | （公益社団法人） 日本証券アナリスト協会 企業会計研究会 |
| CL02 | 新日本有限責任監査法人 品質管理本部 |
| CL03 | （社団法人） 日本貿易会 経理委員会 |
| CL04 | （社団法人） 全国信用金庫協会・信金中央金庫 |
| CL05 | （社団法人） 生命保険協会 一般委員会 |
| CL06 | （一般社団法人） 全国銀行協会 |
| CL07 | 日本公認会計士協会 |
| CL08 | （社団法人） 日本経済団体連合会 経済基盤本部 |
| CL09 | 有限責任 あずさ監査法人 品質管理部 |
| CL10 | あらた監査法人 アカウンティング・サポート部 |
| CL11 | ISDA Japan Accounting Committee |

4. 主なコメントの概要とその対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---------------------------------|---|-------------|
| 1. 全般的な事項 | | |
| 1) IFRS 第9号をベースとすることを支持。 | 国際会計基準とのコンバージェンスの観点から、IFRS 第9号を基礎として、金融負債の分類及び測定の方法を定めていることについて異論はない。引き続き、国際会計基準との整合性を保ちながら基準改定を行っていただきたい。 | |
| 2) 売買目的以外の金融負債を償却原価法で評価する提案を支持。 | 金融商品について全面時価評価すべきという意見もあるが、当研究会はかねてから金融商品は保有目的を勘案して評価すべきであり、とりわけ売買目的以外の金融負債は、資産のファイナンスのために取り入れられることが多く、当該金融負債のみを時価評価するとミスマッチを生じる、こうした金融負債は満期まで保有され、借入から満期までの累積損益はゼロになるので、時価評価は徒に当期損益の変動性を高める、こうした金融負債は通常はリファイナンスされるという立場から時価評価には反対してきた。こうした立場から、売買目的以外の金融負債を償却原価法で評価する本検討状況の整理を支持する。 | |
| 3) IFRS 第9号について、更なる改訂が必要。 | <p>金融資産の会計基準は、IFRS においては IFRS9号（分類及び測定：金融資産）として2009年11月に既に基準化がなされており、日本基準においても2010年8月にASBJから検討状況の整理が公表され、IFRS9号をベースに日本基準の見直しを進める方向性が示されている。</p> <p>IFRS9号において、トレーディング目的ではない資本性金融商品においては公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識することは認められているものの、実現時に純利益に認識（リサイクリング）することは容認されておらず、純利益の内容が変質する懸念がある。従って、IFRS9号に以下の改善を行うことが必要だと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トレーディング目的ではない資本性金融商品において、公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識した場合において、リサイクリングすることを容認する。 ・ 資本性金融商品以外の金融商品についても幅広く公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識し、リサイクリングすることを容認する。 | |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---|---|-------------|
| 4) IASB・FASB及び欧州等の動向も見極めて、我が国の会計基準を策定すべき。 | <p>米国 FASB においても金融商品会計基準の見直しが検討されているが、OCI 区分の対象・リサイクリングの取扱い・非上場株式の測定等の主要な論点に関しては、IFRS9 号とは異なる方向で検討が進められている。また、欧州においては IFRS9 号のエンドースメントを延期しており、欧米における IFRS9 号の適用に向けては今後も不確定要素を含むと考えられる。</p> <p>したがって、日本においても金融商品会計を巡る国際的な動向を踏まえ、IFRS9 号の内容に縛られることなく国内諸制度との関係も踏まえた慎重な検討をお願いすると共に、金融商品会計基準の包括的な公開草案の公表タイミング及び基準の適用時期についても慎重に検討頂きたい。さらには、将来的な日本基準のあり方として少なくとも当面の間は現行の日本基準を存置する選択肢を現時点で排除すべきではないとも考える。</p> | |
| 5) 連結先行の考え方を踏まえた取扱いについても検討すべき。 | <p>関係者の様々な意見を聴取しながら、連結先行の考え方を当基準においてどのように取り扱うのかについても、検討に含めるべきである。</p> | |
| 6) 会社法や税法等との調整が必要。 | <p>今回の検討対象である金融商品会計基準は個別財務諸表にも適用されることを踏まえると、会社法や税法などの国内諸制度との調整が必要になることから、とりわけ金融負債に対する公正価値オプションの導入に関しては、十分な議論なしに日本基準への導入を行うべきではない。</p> | |
| 7) 負債と資本の区分についての見直しも同時に議論すべき。 | <p>（コメント） 負債と資本の区分についての見直しも同時に議論すべきであると考える。</p> <p>（理由） 会計基準（案）を検討するに当たり、金融負債の範囲を明らかにすることが必要である。我が国の会計実務においては、実質よりも法形式を優先して負債と資本の区分を行っているため、会社法等の法令との調整を含め、検討が必要と考えられる。</p> | |
| 2. (質問1) 複合商品の主契約 | | |
| 8) 複合商品について、その主契 | <p>（コメント） 主契約が金融負債以外のものを会計基準（案）の対象とすることは適切と考える。</p> | |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---|---|-------------|
| <p>約を金融負債に限らない提案を支持。</p> | <p>（理由） 組込デリバティブの区分処理の規定は、他の取引と一体化されることで、デリバティブとしての会計処理を免れることを防ぐことにある。このことは、主契約が金融商品であるか否かによって変わるものではない。したがって、主契約が金融負債以外であっても、組込デリバティブの区分処理の要否については、会計基準（案）の対象とすべきであると考えられる。</p> | |
| <p>9) 複合商品について、その主契約が金融負債に該当するものに限るべき。</p> | <p>複合商品の主契約が非金融商品である場合も本基準の対象とされているが、リース契約や保険契約に関する会計基準はIASBやASBJにおいて未だ検討中であり、現時点で実務上の影響を判断できない。未確定の会計基準まで範囲に含めるべきではなく、現段階においては、主契約を金融負債に限定するべきである。</p> | |
| <p>10) 払込資本を増加させる可能性のある契約も検討対象に含むべき。</p> | <p>（コメント） 払込資本を増加させる可能性のある契約についても、組込デリバティブが含まれているものについては区分経理の要否を検討すべきであり、払込資本を増加させる可能性のある契約であることだけをもって、これを除外すべきではない。</p> <p>（理由） 組込デリバティブの区分処理の規定は、他の取引と一体化されることで、デリバティブとしての会計処理を免れることを防ぐことにある。しかし、現在の取扱い案では、払込資本を増加させる可能性のある契約については、デリバティブとしての会計処理の要否が検討されなくなってしまい適切でないと考えられる。</p> | |
| <p>11) 払込資本を増加させる可能性のある契約について、当面の間、現行基準が適用される旨を追加すべき。</p> | <p>【意見】 検討状況の整理第7項では但書において「デリバティブが組み込まれている複合商品については、主契約が金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものを対象とする。」としているが、趣旨を明確化するため、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合商品は当会計基準（案）の範囲外である。」旨を明示するか「デリバティブが組み込まれている複合商品のうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含むものは、当面の間企業会計基準適用指針第17号が適用される。」旨を追加することを提案する。</p> | |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---|--|-------------|
| | <p>【理由】</p> <p>検討状況の整理第 51 項では「払込資本を増加させる可能性のある部分を含むものは IASB において、負債と資本の区分に関する検討が進められていること等を踏まえ、主に後者、すなわち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものを検討の対象としている。」とされている。これにより当該商品は第 7 項で会計基準（案）の適用範囲から外されている¹と考えられる。このため、第 7 項においてその旨を明示すべきと考えられる。また、この会計基準（案）は我が国の包括的な金融商品会計基準の一部を成すことになるものであるため、会計基準（案）で取り扱われていない金融商品が参照すべき規定を明示すべきと考えられる。</p> | |
| 3 .(質問 2) 公正価値オプションの適用 | | |
| <p>12) 公正価値オプションの適用及び適用要件について適当と考える。</p> | <p>(コメント)</p> <p>公正価値オプションの適用を認めること及びその要件については、適切と考える。</p> <p>(理由)</p> <p>会計基準（案）第 12 項の要件のいずれかを満たす場合は、公正価値オプションの適用を認めることにより、財務情報としての有用性を高めることが考えられ、副次的な効果として会計処理の簡素化が可能となる。このような要件を満たした場合には、選択ではなく公正価値評価を求めるべきとの議論もあるが、負債の財務情報として、公正価値が適切であるのか、支払義務額が適切であるのかについては、現時点ではまだ議論のあるところであり、比較可能性及び恣意性の問題はあるものの、当初認識時に選択し、その後の取消しを認めないのであれば、合理的な選択を行うことが期待されるため、強制すべきとは考えられない。</p> | |
| <p>13) 公正価値オプションはメリットが明らかでない一方で課題が多いため、より一層、慎重な検討が必要。</p> | <p>(公正価値オプションのメリットが明らかでない点)</p> <p>本検討状況の整理では、IFRS9 号とのコンバージェンスを理由に公正価値オプションの導入が提案されているが、公正価値オプションの導入による情報有用性の向上等のメリットが、日本の市場関係者の間で十分に認識されていないものとする。金融負債に対する公正価値オプションは我が国には存在しない概念であるため日本の市場関係者に与える影響が大きいことや、他にも解決すべき課題があることから、公正価値オプションを導入することのメリットを十分に明らかにした上で、議論を行うべきだと考える。</p> <p>(公正価値オプションを適用した場合の課題)</p> | |

¹ 当該商品は IFRS でも IAS 第 32 号で取り扱われており、IFRS 第 9 号で取り扱われていない。

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---|---|-------------|
| | <p>IFRS9号では、負債に関する自己の信用リスクが悪化する状況で利益が計上される問題に対して、信用リスクの変動に起因する公正価値変動をその他の包括利益に表示することで改善が図られたが、依然として、損益計算書上において以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルが容認されておらず、利用者が重要視している純利益の内容が変質すること ・ 負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を客観的に測定するための指針が十分ではなく、比較可能性の面から問題がある <p>さらには、貸借対照表上においても、信用リスクが悪化する状況で負債が減少するという課題が解決されておらず、金融負債に対する公正価値オプションの日本基準への導入にあたってはより一層、慎重な検討が必要になる。</p> | |
| <p>14) 公正価値オプションを適用した金融負債について、開示を求めるべき。</p> | <p>（コメント） 公正価値オプションの適用を認めること及びその要件については、適切と考える。なお、公正価値オプションを適用した金融負債の概要（公正価値オプションを適用した理由等）について、開示を求めるべきと考える。</p> <p>（理由） 会計基準（案）第12項の要件のいずれかを満たす場合は、公正価値オプションの適用を認めることにより、財務情報としての有用性を高めることが考えられ、副次的な効果として会計処理の簡素化が可能となる。このような要件を満たした場合には、選択ではなく公正価値評価を求めるべきとの議論もあるが、負債の財務情報として、公正価値が適切であるのか、支払義務額が適切であるのかについては、現時点ではまだ議論のあるところであり、比較可能性及び恣意性の問題はあるものの、当初認識時に選択し、その後の取消しを認めないのであれば、合理的な選択を行うことが期待されるため、強制すべきとは考えられない。</p> <p>ただし、財務諸表利用者が会計処理を適切に理解するためには、公正価値オプションの適用に関連して、資産・負債を巡る状況と、なぜ公正価値オプションを適用することが会計上のミスマッチの解消に資するか等の説明が不可欠であると考え。そのため、公正価値オプションを適用した金融負債の概要（公正価値オプションを適用した理由等）についての開示が行われることが求められるべきと考える。</p> | |
| 4.(質問3) 複合商品の区分処理 | | |
| 15) 複合商品に | （コメント） | |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---|--|-------------|
| <p>ついて、管理上、組込デリバティブを区分している場合について、特段の定めを設けない案（案1）を支持。</p> | <p>【案1】が適切と考える。</p> <p>（理由） 管理上、組込デリバティブを区分している場合に、区分処理の要件を満たさないときでも組込デリバティブの区分処理を認めることは、一見すると、経営管理上の損益認識を財務情報に反映させることができるようになるため、望ましいように見える。しかし、選択適用を認めることにより、比較可能性は阻害される。仮に管理上、組込デリバティブを区分している場合に区分処理を強制するとしても、例えば、金利に関連するデリバティブが組み込まれた預金については、管理上のマージンが預金部分とデリバティブ部分にそれぞれだけ配分されるかにより、財務会計上の損益に大きな影響を与えることが考えられるため、比較可能性の問題は解決しない。さらに、管理上の区分を変更すると財務会計上の処理も変更されることになるため、比較可能性の問題のみならず、恣意的な変更による損益への影響をもたらすことともなりかねない。</p> <p>適用指針（案）A8 項においては、「第 14 項に基づく区分を行うにあたって、組込デリバティブがオプション以外のデリバティブ（先渡取引やスワップ取引）である場合、当該組込デリバティブの当初認識時における公正価値がゼロとなるよう区分されなければならない。また、組込デリバティブがオプションである場合、当該オプションの契約条件に基づいて公正価値を算定しなければならない。」とされている。これを会計基準（案）第 17 項に基づく区分を行う場合にも適用することも考えられるが、その場合には管理上の区分とは整合しない可能性があり、この結果として会計基準が実質的に管理上の区分に制約を課す結果となる可能性もあるため、望ましくないと考える。</p> <p>このような事由を勘案すると、国際的な会計基準とのコンバージェンスを犠牲にしてまで独自の取扱いを設ける積極的な理由に乏しく、特段の定めを設けず複合商品について一体として処理することが適切であると考ええる。</p> | |
| <p>16) 複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、区分処理を認める案（案2）を支持。</p> | <p>預金とデリバティブの複合金融負債について、現行の実務としては、預金と内在するデリバティブをそれぞれ区分しており、預金については資金の調達を目的としている一方で、デリバティブについては内包するリスクについてヘッジを行っている。</p> <p>【案1】では、複合金融負債全体として償却原価測定・公正価値測定を行うことしか認められていない。償却原価測定となった場合、複合金融負債に組み込まれたデリバティブ部分に対し、経済合理性のあるデリバティブ取引でヘッジを行ったとしても、両者の測定方法が相違することから、リスク管理を適正に財務</p> | |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---|---|-------------|
| | <p>諸表に反映することはできない。もちろん、ヘッジ会計の適用によりリスク管理を適正に財務諸表に反映させることも考えられるが、顧客に販売する複合金融負債に内在するデリバティブの金額が小額、かつ、その条件が少しずつ異なり、ヘッジの有効性検証の観点から実務的に不可能である。なお、先日、IASBにより公表された公開草案によれば、有効性検証はあまり必要ではないかもしれないが、その場合であっても、非有効部分の算出などヘッジ会計を適用するよりも【案2】の方がコストを含めた実務面で優れている。</p> <p>他方、公正価値測定となった場合、短期間での買戻しや短期的な利益の獲得を目的として保有しているわけではないにもかかわらず、預金部分の（主契約部分の）毎期の公正価値変動が損益に認識されるため、経済実態が財務諸表上に適切に反映されないおそれがある。財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を適正に報告し、財務諸表利用者にとっても作成者の管理手法と統合的な財務諸表とするべく、【案2】を要望する。</p> | |
| <p>5. (質問4) 金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング</p> | | |
| <p>17) リサイクリングを行わない案(【案A】)を支持。</p> | <p>IFRS とのコンバージェンスの観点を重視し、リサイクリングを禁止する【案A】を支持する。純損益と利益剰余金とのクリーン・サープラス関係を維持することを重視する観点からは【案B】が適当であるが、金融負債の満期前に負債の消滅が認識されるケースは多くはないと想定される。</p> | |
| <p>18) リサイクリングを行う案(【案B】)を支持。</p> | <p>従来、わが国では純損益を企業の総合的業績指標と捉え、純損益をベースにした各種収益性指標や投資効率指標等が広く活用されている。また、その他の包括利益(OCI)表示を先行導入している欧州においても、市場(財務諸表利用者)の最大の関心は、包括利益ではなく純損益である。そのため、純損益の有用性は極めて大きく、仮にリサイクリングを行わないこととした場合には、純利益の有用性を著しく損なうとともに、わが国の会計慣行等に大きな影響を及ぼしかねない。</p> <p>一方、連結ベースの財務諸表において導入が予定されているIFRSでは、リサイクリングを禁止しているが、例えば、単体決算で本邦会計基準を適用し、連結決算でIFRSを適用するとした場合には、リサイクリングの取扱いに差異が生じ、大きな事務負担・システム投資が追加的に生じる。OCIに計上した損益とリサイクリングの関係は純利益に関する重要なテーマであり、引き続きIASBへの積極的な意見発信を要望する。</p> <p>また、公正価値オプションは実務上、ヘッジの代替手段として活用されているケースが多いと想定されるが、リサイクリングを禁止することにより、公正価値オプションとヘッジ会計を適用した場合とで、ほぼ同一の経済効果であるにもかかわらず、違う結果をもたらす。</p> | |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|-------------------------------------|--|-------------|
| | <p>具体的には、自己の発行社債を期限前償還した場合、ヘッジ会計を適用した場合には、自己の信用リスクは償還損益として純損益として認識される一方、公正価値オプションを適用した場合には、現在の提案では、負債の信用リスクの変動は OCI で認識される。この OCI で認識した損益について、純損益へのリサイクリングは行われない場合には、両者の純損益における結果が異なることになる。このような矛盾を発生させないためにも、リサイクリングの許容が必要と考えられる。</p> | |
| <p>19) リサイクリングについて、概念レベルで整理すべき。</p> | <p>（コメント） その他の包括利益（累計額）で認識された金額について、その後の純損益への振替を認めるか否かについては、既存の会計基準等の定めとの関係が整理される必要があると考えられ、当該論点に関しては、企業会計基準委員会での十分な議論が行われる必要があると考える。</p> <p>（理由） 信用リスクの変動に起因する評価差額をその他の包括利益に表示するとした場合に、リサイクリングを禁止する案（【案 A】）を採用するかどうかという点は、我が国の会計基準全体として、リサイクリングを行わない会計処理を認めるか否かという非常に重要な論点であり、個別の会計基準の問題として議論されるべきではないと考える。</p> <p>実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」脚注 3 においては、我が国の会計基準に共通する考え方として「当期純利益と株式資本との連繋」が掲げられており、【案 A】を採用した場合には、この記述と整合しないこととなるため、この点に関して十分な議論がなされるべきと考える。</p> <p>また、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」の導入により、我が国でも包括利益が財務諸表に表示されることとなるが、こういった項目をその他の包括利益で認識すべきか、また、こういった項目に関してはその他の包括利益累計額からのリサイクリングが行われることなく利益剰余金への振替えが行われるべきか、といった点についても、基本的な概念、考え方の定義や整理が必要ではないかと考える。</p> | |
| <p>6 .(質問 5) 適用指針（案）の改善の方向性</p> | | |
| <p>20) 追加のガイダンスは基本的に不要。</p> | <p>財務諸表ユーザーの立場からは、特段の追加等を求める点はない。</p> | |
| <p>21) より詳しい</p> | <p>以下について、適用指針又は明確化が必要。</p> | |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---|---|-------------|
| ガイダンスを示すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 付随費用の定義 ・ 信用リスク部分の変動に起因する金額について、標準的な手法の例示等。 ・ 公正価値オプションの適用要件 ・ 初日の損益の処理 ・ 売買目的金融負債の範囲 ・ 金融保証契約の定義、金融保証契約と既存の債務保証契約との関係 ・ 金融保証契約の当初認識時の測定 ・ 貸出コミットメント及び金融保証契約に対する公正価値オプションの適用 | |
| 22) 読み手にとって分かり易い構成とする等の改善が必要。 | <p>本検討状況の整理の適用指針（案）は IFRS 第 9 号の適用指針を基礎として検討されているとのことであるが、読み手により分かり易い構成とする等の改善は検討すべきである。例えば、本検討状況の整理 A17 項の内容は、「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い」ではなく、公正価値測定を選択する際の要件（要件：会計上のミスマッチが取り除かれるか大幅に削減される）についての内容であると考えられるため、A2 項と合わせて記載する方が、構成としては適当と考えられる。</p> | |
| 7. その他 | | |
| 23) 金融保証契約、市場金利よりも低い金利を貸出条件とする貸出コミットメントの測定額に関する記述について、見直しを行うべき。 | <p>（コメント）</p> <p>金融保証契約、及び、市場金利よりも低い金利を貸出条件とする貸出コミットメント（以下「金融保証契約等」という。）の当初認識時の公正価値は、金融保証契約等が関連当事者でない者に対する独立第三者間取引として行なわれる場合、反証がない限り、受け取った対価の公正価値にほぼ等しくなるものと考えられる旨を適用指針で明らかにしたうえで、会計基準（案）第 21 項(2)の「前受収益として繰り延べられるべき残高」という表現を見直すべきである。</p> <p>なお、保証類似行為には、金融商品に該当しないと考えられるものも含め、多種多様なものがあると考えられるので、適切な会計処理がとられるよう、会計基準を整備すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>IAS 第 39 号 AG4 項(a)には、「本基準を適用する場合は、第 43 項において発行者に金融保証契約を当初に公正価値で認識することを求めている。そのような金融保証契約が関連当事者でない者に対する独立第三者間取引として発行される場合は、導入時の公正価値は、それに反証がない場合は、受け取ったプレミアムにほぼ等しくなるものと考えられる。」と記載されている。</p> | |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---|---|-------------|
| | <p>金融保証契約等の対価は、当初認識時に全額を現金等で受領するとは限らないため、現在の会計基準（案）第21項(2)の記載では、対価の受領条件によって、前受収益として繰り延べられるべき残高と当初公正価値が異なることとなり、負債計上額も損益認識額も異なる結果となってしまう場合が考えられる。したがって、金融保証契約等の当初認識においては、契約上の義務とその対価を受け取る権利をそれぞれの公正価値（金融保証契約等の当初認識時の公正価値がゼロであれば同額となる。）で測定し、それぞれ負債及び資産として認識すべきである。</p> <p>また、「前受収益」は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価を意味する経過勘定（企業会計原則注解「注5 経過勘定項目について」参照）であり、対価の支払の有無に関わらず金融保証契約等における義務を示す項目の名称として適切ではないと考える。</p> | |
| <p>24) 組込デリバティブの区分処理において、同一条件の単独デリバティブと同様に公正価値で評価すべき。</p> | <p>適用指針（案）A8項では、区分経理を行う場合、組込デリバティブの当初認識における公正価値がゼロとなるように区分しなければならないとされており、その理由としては無数の要素に区分され得る点があげられている（適用指針案A23項）。</p> <p>しかし、会計基準（案）第14項においては、公正価値での評価の要件の1つとして、組込デリバティブと同一の条件の独立したデリバティブが、デリバティブの定義を満たすことが必要であるとされている。同一条件のデリバティブが単独の商品である場合には、当初より公正価値で認識する一方、組込デリバティブの場合、組み込んである事をもってのみ、当初の公正価値をゼロとするとする積極的な理由は見出しがたいと考える。</p> | |
| <p>8. 移行措置及び適用時期</p> | | |
| <p>25) IFRSを早期適用する企業には、本基準の早期適用を認めるべき。</p> | <p>国際会計基準を早期適用する企業については日本基準においても当該基準の早期適用を認める等の柔軟な対応をお願いしたい。</p> | |
| <p>26) 適用時期について、慎重に検討すべき。</p> | <p>適用時期については、今後検討がなされるものと思われるが、金融負債の分類と測定は、公正価値オプションとヘッジ会計の適用可否や複合商品の分類とヘッジ会計など、他に関係する基準があり、それらは同時に適用する必要がある。したがって、本検討状況の整理にある金融負債の分類と測定を先行するのではなく、</p> | |

審議事項（４） - １

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|----|---|-------------|
| | <p>他の基準の適用時期とも慎重に検討すべきである。</p> <p>また、国際的な議論や適用事例等も十分加味する必要がある、実際には、日本における IFRS の強制適用となる時期以降を適用時期とすべきと考えられる。</p> | |